

令和3年第3回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第9号 (降壇)
- 2 議案第51号～議案第54号 (降壇)
- 3 議案第55号～議案第65号
- 4 諮問第2号 (降壇)

令和3年8月30日提出

伊佐市長

令和3年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第9号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、伊佐市立大口東小学校敷地内において、同校教職員が除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機によってはじかれた石が、駐車していた相手方が所有する車両の窓ガラスを損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に18万906円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上で報告第9号の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第51号から議案第54号までについて説明申し上げます。

まず、議案第51号及び議案第52号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第51号は、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、衛生費について、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費として、ワクチン接種及びその体制確保に要する経費について追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,869万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,758万2千円とするものであります。

議案第52号は、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、去る7月10日に発生した豪雨災害により、市内全域に甚大な被害が出たことに伴い、被災住民の救助及び災害復旧を迅速に実施する必要性が生じたため、これらに要する経費について所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

民生費につきましては、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害対策支援に要する経費などについて新たに措置し、衛生費につきましては、災害ごみの収集運搬に要する経費や災害ごみの処理に係る伊佐北始良環境管理組合への負担金などについて新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、災害により水路等に流入した土砂の除去など、自治会等が主体となって行う維持補修への支援に要する経費について新たに措置し、商工費につきましては、湯之尾桜の駅公園の法面復旧に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、冠水により被災した消防車両の修繕に要する経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、農林施設災害及び土木災害の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました。これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,299万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,058万1千円とするものであります。

このほか、地方債では、災害復旧事業について限度額変更の措置を講じております。

これら2件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第53号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費について所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

民生費につきましては、障害福祉サービス事業所の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、医療機関の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,609万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億3,667万1千円とするものであります。

次に、議案第54号「令和3年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費として、介護サービス事業所の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,900万円とするものであります。

以上、議案4件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第55号から議案第65号まで及び諮問第2号について説明申し上げます。

まず、議案第55号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費及び行政ICT化に要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、子ども子育て支援事業の国庫補助金精算返納金及び放課後児童クラブの障害児受入れに要する経費について新たに措置しております。

衛生費につきましては、大口リサイクルプラザの井戸ポンプなどの修繕に要する経費について新たに措置したほか、医療崩壊を防ぐため、市内医療機関に対し新規入院患者のPCR検査費用を助成する伊佐市医師会への支援に要する経費について追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、伊佐堆肥センターの運営赤字の補填に要する経費及び農業経営者が後継者へ引き継ぐための支援に要する経費について新たに措置し、商工費につきましては、夢さくら館の屋外トイレ解体工事や配電盤移設などに要する経費について新たに措置しております。

土木費につきましては、市道目丸永尾線の道路改良工事に係る建物移転補償に要する経費について新たに措置し、消防費につきましては、民有地入口にある消火栓の移設に伴う水道事業会計への負担金について新たに措置しております。

教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応策関連経費として、各小・中学校への校務支援システムの導入及び職員トイレの洋式化に要する経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、市単独土木災害復旧事業に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰越金及び諸収入をもって充当し、県支出金、繰入金及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億7,269万8千円とするものであります。

このほか、地方債において、辺地対策事業ほか2事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第56号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、国が示す国保

事務処理標準システムの導入に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,979万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億679万4千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、国保事務処理標準システム導入事業に明許繰越による繰越しの措置を講じております。

次に、議案第57号「令和3年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,511万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,411万4千円とするものであります。

次に、議案第58号「令和3年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ 4 億 7,721 万 3 千円とするものであります。

次に、議案第 59 号「令和 3 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、平出水地区中継ポンプ取替工事に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 379 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,949 万 4 千円とするものであります。

次に、議案第 60 号「令和 3 年度伊佐市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において減額の措置を講じ、収益的支出の総額を 3 億 2,490 万 9 千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において工事負担金に追加の措置を講じ、資本的収入の総額を 1 億 6,096 万 3 千円とし、支出において建設改良費に追加の措置を講じ、資本的支出の総額を 3 億 8,411 万 3 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 2,315 万円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第61号「伊佐市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカード発行に係る事務を地方公共団体情報システム機構が行うこととなったことから、マイナンバーカード再交付手数料について市が条例で定める必要がなくなったため、手数料の項目から当該部分を削る改正を行うものであります。

次に、議案第62号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市陸上競技場照明施設を水銀灯からLED照明機器に更新することに伴い、使用料の見直しを行うことなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号「伊佐市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、課税世帯の子ども医療費助成について、3歳以上の未就学児の自己負担金3,000円を撤廃し、助成対象を中学校3年生相当の年齢までに拡充することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、小・中学校の校務用パソコンが前回の機器更新から6年を経過し、基本ソフトのサポート期間が終了するなど事務に支障があることから、本年度更新するもので、タッチパネル型ノートパソコン等の購入に係る仮契約を、パステムソリューションズ株式会社と7月29日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号「令和2年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度の未処分利益剰余金1億5,692万7,944円のうち、8,000万円を減債積立金に積み立て、7,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります茅原真理子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

茅原氏は、平成31年から人権擁護委員を務めておられ、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案11件、諮問1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———